



鳥取県公報

令和3年2月12日（金）
第9274号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (59) (福祉監査指導課) 2 |
| | 大規模小売店舗の新設の届出 (60) (企業支援課) 2 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可 (61) (農地・水保全課) 3 |
| | 土地収用法による事業の認定 (62) (県土総務課) 3 |
| | 一般国道の区域の変更 (63) (道路企画課) 5 |
| | 一般国道の供用の開始 (64) (〃) 5 |
| | 開発行為に関する工事の完了 (65) (西部総合事務所生活環境局) 5 |
| | 土地改良法による換地処分 (66) (西部総合事務所農林局) 6 |
| ◇ 調達公告 | 落札者の決定 (鳥取県立厚生病院) 6 |
| ◇ 正 誤 | 令和3年1月29日付鳥取県公報第9270号中訂正 6 |

告 示

鳥取県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、介護予防事業者及び居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|----------|-------------|-----------------------|--------------|----------|----------|
| 医療法人倉元医院 | 境港市渡町2892-1 | 医療法人倉元医院 倉元歯科クリニック | 境港市渡町2892-1 | 居宅療養管理指導 | 令和2年4月1日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|----------|-------------|-----------------------|--------------|--------------|----------|
| 医療法人倉元医院 | 境港市渡町2892-1 | 医療法人倉元医院 倉元歯科クリニック | 境港市渡町2892-1 | 介護予防居宅療養管理指導 | 令和2年4月1日 |

3 居宅介護支援事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 変更年月日 |
|--------------|-------------|-------------------|--------------|------------|
| 白鳥ケアサービス株式会社 | 米子市二本木538-1 | 白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所 | 米子市二本木538-1 | 平成29年9月19日 |

鳥取県告示第60号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ジュンテンドー新浜村店 鳥取市気高町勝見字郷谷口353ほか

2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 鳥根県益田市下本郷町206-5

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 鳥根県益田市下本郷町206-5

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年4月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,988平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 9の書類に記載のとおり

- イ 収容台数 62台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 16台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 87平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 9.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 1か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
令和3年1月27日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和3年2月12日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、湖山町瀬土地改良区の定款の変更を令和3年2月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第62号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
琴浦町
- 2 事業の種類

特別史跡齋尾廃寺跡保存活用事業

3 起業地

(1) 収用の部分

東伯郡琴浦町大字槻下字上斉尾、字上斉ノ尾及び字紺屋新田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

特別史跡齋尾廃寺跡保存活用事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な予算について、予算措置を講じているため、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

齋尾廃寺跡（以下「本史跡」という。）は、白鳳期創建の寺院跡で山陰地方唯一の文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された特別史跡である。主要伽藍跡は、昭和27年に特別史跡に指定されたが、当該指定された特別史跡の区域の外側において、寺院の範囲を示す溝等（以下「遺構」という。）が確認された。当該遺構は、古代地方寺院の全容をうかがい知ることができる遺構として、既に特別史跡として指定されている区域と同等の価値を有するが、大部分が民有地で農地として利用されていることから、遺構への影響が懸念されるため、特別史跡の追加指定等緊急の保護措置が必要となり、令和元年10月及び令和2年10月に特別史跡に追加指定された。

本件事業は、特別史跡として追加で指定された区域を町有地化することにより適切に保存するとともに、本史跡を学校教育の場や観光施策の推進等に活用するため、歴史公園として整備するものである。

本件事業の実施により、学校教育において本史跡を取り上げた出前授業プログラムの作成等が可能となり、児童や生徒の史跡への関心を深め、特徴や価値を学ぶとともに、文化財保護の意識の醸成にもつながることができる。

また、歴史公園の整備に当たり地域住民、住民団体等と協働して取り組むことにより、住民参加のまちづくりの実践空間とし、地域活動の活性化や本史跡を利活用する周辺市町との連携による人的交流を図ることができるとともに、周辺の歴史文化観光資源や自然観光資源と連携した琴浦町の歴史、文化、自然が体験できるストーリー性のあるエコツーリズム等としての活用及び本史跡の調査研究の成果や出土資料を琴浦町歴史民俗資料館等で公開することにより、一般の方の調査研究や学習の機会に供することもできる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではない。

また、動植物については、鳥取県レッドデータブックに掲載されている準絶滅危惧種のタゲリの目撃例があるが、越冬のため飛来する冬季を避けて歴史公園の整備を実施することにより、影響はないものとするることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は本史跡を保存及び活用するために整備する事業であり、他の候補地を起業地として選定できるものではない。

また、起業地は本史跡の特別史跡指定地であり、本史跡の保存に必要な最小限の範囲であることから合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本史跡の特別史跡として追加で指定された区域の一部は、民有地で農地として利用されていることから、遺構への影響が懸念されるため、町有地化による早急かつ適切な保存が必要である。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東伯郡琴浦町徳万266-5

琴浦町生涯学習センターまなびタウンとうはく

琴浦町教育委員会事務局社会教育課

鳥取県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和3年2月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|------|--|------------|-----------------|-----------------|
| 373号 | 八頭郡智頭町大字中原字流田103-12地先から同 大字字上山木65-4地先まで | 変更前 | 6.7 ~ 10.1 | 71.0 |
| | | 変更後 | 7.2 ~ 10.3 | 71.0 |

鳥取県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和3年2月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|--|-----------|
| 373号 | 八頭郡智頭町大字中原字流田103-12地先から同大字字上山木65-4地先まで | 令和3年2月15日 |

鳥取県告示第65号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年2月12日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和2年7月30日 鳥取県指令第202000095182号
令和2年9月8日 鳥取県指令第202000144277号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市高松町字釜池前
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市高松町1384-5
株式会社岡瀧工業 代表取締役 岡瀧 善信

鳥取県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区第1工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和3年2月12日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月12日

鳥取県立厚生病院長 皆 川 幸 久

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給
予定使用電力量（供給期間総計）12,971,856キロワット時
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和3年1月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4-33
- 5 落札金額 173,813,235円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和2年12月15日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立厚生病院事務局総務課
倉吉市東昭和町150

正 誤

令和3年1月29日付鳥取県公報第9270号の調達公告（一般競争入札の実施について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 11

行 下から1

誤 令和3年2月5日（金）正午

正 令和3年3月2日（火）午後5時

頁 12

行 下から1

誤 noon PM, 5

正 5 : 00 PM, 2

頁 13

行 1

誤 February

正 March